

第 185 号 (令和 6 年 12 月 13 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

[規則]

- △ 横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則【健康福祉局医療援助課】 3

[告示]

- △ 横浜市財政事情及び公営企業の業務状況の公表【財政局財政課】 4
- △ 生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】 5
- △ 生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】 9
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】 10
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】 11
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の休止【健康福祉局生活支援課】 12
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 13
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】 15
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の休止【健康福祉局生活支援課】 21
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 22
- △ 特定生産緑地の指定【みどり環境局農政推進課】 24
- △ 産業廃棄物処理施設の設置許可申請書等の縦覧【資源循環局事業系廃棄物対策課】 25

[公告]

- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 27
- △ 同 【経済局商業振興課】 29
- △ 同 【経済局商業振興課】 30
- △ 同 【経済局商業振興課】 31
- △ 公園の区域の変更【みどり環境局公園緑地管理課】 33
- △ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【みどり環境局水・土壌環境課】 34
- △ 排水設備指定工事店の変更【下水道河川局管路保全課】 35
- △ 排水設備指定工事店の指定の取消し【下水道河川局管路保全課】 36
- △ 廃物の認定【資源循環局街の美化推進課】 37
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 38
- △ 同 【建築局調整区域課】 39
- △ 同 【建築局調整区域課】 40
- △ 同 【建築局調整区域課】 41
- △ 同 【建築局調整区域課】 42
- △ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】 43
- △ 同 【建築局調整区域課】 44
- △ 同 【建築局調整区域課】 45
- △ 同 【建築局調整区域課】 46
- △ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】 47
- △ 同 【建築局建築指導課】 48
- △ 同 【建築局建築指導課】 49

△ 同	【建築局建築指導課】	50
△ 同	【建築局建築指導課】	51
△ 同	【建築局建築指導課】	52
△ 土地区画整理組合の定款及び事業計画変更の認可	【都市整備局市街地整備調整課】	53
△ 泉ゆめが丘土地区画整理組合の事業計画変更の認可に係る関係図書の縦覧	【都市整備局市街地整備調整課】	54
[消防局]		
△ 横浜消防出初式2025においてサイレンを用いる件	【企画課】	55
[水道局]		
△ 横浜市水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程	【人事課】	56
[交通局]		
△ 指定納付受託者の指定	【高速鉄道本部営業課】	57
[医療局病院経営本部]		
△ 横浜市病院事業の経営する病院条例施行規程の一部を改正する規程	【病院経営課】	59
[区選挙管理委員会]		
△ 委員長等の氏名	【港北区】	60
△ 同	【緑区】	61
△ 同	【青葉区】	62
△ 同	【都筑区】	63
[人事委員会]		
△ 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	【調査課】	64
[正誤]		
		65

規則

横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 12 月 13 日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第 89 号

横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則（平成 4 年 3 月横浜市規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「第 1 条に規定する」の次に「中学校及び」を加え、同条第 6 号中「外国人学校の」の次に「中等部及び」を加え、同号を同条第 7 号とし、同条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、同条第 3 号中「特別支援学校の」の次に「中学部及び」を加え、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号中「の後期課程」を削り、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 学校教育法第 1 条に規定する義務教育学校の後期課程別表第 3 中「扶養親族等又は児童の」を「加算対象扶養親族等又は児童の」に、「1,920,000 円」を「2,080,000 円」に、「当該扶養親族等」を「加算対象扶養親族等（扶養親族等のうち、所得税法に規定する控除対象扶養親族に該当しない扶養親族（30 歳以上 70 歳未満の者に限る。）以外のものをいう。以下同じ。））」に、「所得税法」を「同法」に改める。

別表第 4 及び別表第 5 中「扶養親族等」を「加算対象扶養親族等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 3 から別表第 5 までの改正規定は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則別表第 3 から別表第 5 までの規定は、令和 7 年 1 月 1 日以後の医療に係る費用の助成について適用し、同日前の医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。

告示

横浜市告示第 424 号

横浜市財政事情及び公営企業の業務状況の公表

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 1 項、横浜市財政事情の公表に関する条例（昭和 39 年 3 月横浜市条例第 21 号）及び横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例（平成 26 年 6 月横浜市条例第 29 号）並びに地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2、横浜市病院事業の設置等に関する条例（昭和 41 年 12 月横浜市条例第 60 号）、横浜市下水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年 12 月横浜市条例第 61 号）、横浜市埋立事業の設置等に関する条例（昭和 41 年 12 月横浜市条例第 62 号）、横浜市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年 12 月横浜市条例第 64 号）及び横浜市交通事業の設置等に関する条例（昭和 41 年 12 月横浜市条例第 65 号）に基づき、横浜市財政事情及び公営企業の業務状況を別冊のとおり公表する。

令和 6 年 12 月 13 日

横浜市長 山中竹春

横 浜 市 告 示 第 425 号

生 活 保 護 法 に 基 づ く 医 療 機 関 の 指 定

生 活 保 護 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 144 号 ） 第 49 条 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 並 び に 永 住 帰 国 し た 中 国 残 留 邦 人 等 及 び 特 定 配 偶 者 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 （ 平 成 6 年 法 律 第 30 号 ） 第 14 条 第 4 項 の 規 定 に よ る 医 療 機 関 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

令 和 6 年 12 月 13 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 診 療 所 又 は 薬 局

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
令 和 6 年 9 月 7 日	タチバナ歯科医院	港 北 区 大 豆 戸 町 914 番 地 の 6
令 和 6 年 10 月 1 日	大信薬局鶴見駅前店	鶴 見 区 鶴 見 中 央 一 丁 目 2 番 1 号
同	高倉歯科医院	中 区 元 町 3 丁 目 116 番 地
同	ミチト薬局	港 南 区 笹 下 二 丁 目 7 番 12 号
同	荒井歯科医院	保 土 ヶ 谷 区 坂 本 町 150 番 地 の 4
同	みかづき薬局笹野台店	旭 区 笹 野 台 一 丁 目 20 番 10 号
同	ミライト薬局	旭 区 西 川 島 町 138 番 地 の 3
同	医療法人社団アクロスはまかぜこどもクリニック	金 沢 区 釜 利 谷 東 二 丁 目 2 番 12 号
同	ししど内視鏡クリニック	緑 区 鴨 居 四 丁 目 1 番 1 号
同	池田医院	青 葉 区 恩 田 町 3,032 番 地 の 12
同	渡辺歯科医院	青 葉 区 美 し が 丘 二 丁 目 21 番 地 の 2
同	ひまわり薬局	青 葉 区 奈 良 一 丁 目 13 番 地 の 9
同	みなみ調剤薬局	都 筑 区 茅 ヶ 崎 中 央 24 番 3 号
同	センター北あだち歯科	都 筑 区 中 川 中 央 一 丁 目 25 番 1 号
同	グミサワ調剤薬局	戸 塚 区 汲 沢 町 163 番

		地の 1
同	医療法人社団新聖会 戸塚デンタルオフィス	戸塚区戸塚町 183 番 地の 23
令和 6 年 10 月 3 日	くま内科クリニック	旭区二俣川 1 丁目 4 番地の 21
令和 6 年 10 月 10 日	石井こどもの歯科	磯子区滝頭二丁目 22 番 8 号
令和 6 年 11 月 1 日	横浜アポロ歯科	中区曙町 3 丁目 32 番 地の 1
同	ターミナルファーマ シー	中区常盤町 1 丁目 3 番地
同	スギ薬局横浜羽衣町 店	中区羽衣町 3 丁目 55 番地の 1
同	医療法人社団中崇会 おのせ歯科横浜ベイ	中区真砂町 3 丁目 28 番地
同	けやき在宅クリニッ ク	南区井土ヶ谷中町 15 7 番地
同	井土ヶ谷整形外科リ ハビリクリニック	南区井土ヶ谷中町 15 8 番地の 4
同	わたり脳神経外科・ 内科クリニック	港南区上大岡西二丁 目 3 番 6 号
同	横浜保土ヶ谷クリニ ック港南台院	港南区港南台三丁目 3 番 1 号
同	おむすび診療所	港南区丸山台二丁目 41 番 30 号
同	よこはまあおとクリ ニックあさひ	旭区中沢一丁目 46 番 7 号
同	杉田みやうち歯科	磯子区中原二丁目 20 番 15 号
同	アイセイハート薬局 菊名店	港北区菊名六丁目 1 番 9 号
同	菊名駅前皮膚科	港北区菊名六丁目 1 番 9 号
同	わかば薬局大倉山店	港北区大豆戸町 89 番 地の 1
同	そうごう薬局戸塚東 口駅前店	戸塚区矢部町 1 番地 の 29
同	とつか駅前糖尿病・ 甲状腺クリニック	戸塚区矢部町 1 番地 の 29

同	医療法人社団徳誠会 瀬谷 C T 歯科・矯正 歯科	瀬谷区瀬谷四丁目 4 番地の 10
令和 6 年 12 月 1 日	内藤歯科医院	西区高島二丁目 3 番 21 号
同	パークサイド横浜デ ンタルクリニック	中区山下町 194 番地

2 指定訪問看護事業者

指定年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	訪問看護ステ ーション等の 名称	訪問看護ステ ーション等の 所在地
令和 6 年 10 月 1 日	株式会社ぎ ゅっと L I F E	神奈川県神 奈川区神 大寺二丁 目 4 番 16 号	ぎゅっと訪問 看護ステー ション	神奈川県西 寺尾三丁 目 8 番 18 号
同	株式会社ガ イアメデイ ケア	東京都港区 芝大門 2 丁 目 12 番 9 号	ガイア訪問看 護ステーショ ン港南	港南区野庭町 665 番地の 11 6
同	ナーシング ・ケア株式 会社	東京都港区 新橋 2 丁 目 16 番 1 号	訪問看護リハ ビリステーシ ョンナーシ ング・ケア横 浜みらい	旭区今宿西町 287 番地
同	社会福祉法 人横浜市福 祉サービス 協会	栄区小菅ケ 谷二丁目 1 番 1 号	横浜市福祉サ ービス協会訪 問看護ステー ション磯子	磯子区東町 15 番 32 号
同	株式会社 F u n H e a r t B a s e	西区伊勢町 3 丁目 129 番地の 2	ここから訪問 看護リハビ リケア金沢八景	金沢区六浦一 丁目 1 番 12 号
同	社会福祉法 人横浜市福 祉サービス 協会	栄区小菅ケ 谷二丁目 1 番 1 号	横浜市福祉サ ービス協会訪 問看護ステー ション港北	港北区新横浜 二丁目 5 番地 の 9
同	株式会社ニ ューパート ナーズ	大阪市北区 梅田 1 丁 目 13 番 1 号	スイート訪問 看護ステーシ ョン	戸塚区品濃町 563 番地の 7
同	株式会社ヴ イータ	緑区中山一 丁目 5 番 12 号	元気訪問看護 リハステーシ ョン瀬谷	瀬谷区瀬谷四 丁目 6 番地の 28

令和 6 年 11 月 1 日	株式会社サ ンウェルズ	石川県金沢 市二宮町 15 番地の 13	P D ハウス横 浜訪問看護ス テーション	戸塚区矢部町 29 番地
--------------------	----------------	----------------------------	-----------------------------	-----------------

横 浜 市 告 示 第 426 号

生 活 保 護 法 に 基 づ く 施 術 者 の 指 定

生 活 保 護 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 144 号 ） 第 55 条 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 並 び に 永 住 帰 国 し た 中 国 残 留 邦 人 等 及 び 特 定 配 偶 者 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 （ 平 成 6 年 法 律 第 30 号 ） 第 14 条 第 4 項 の 規 定 に よ る 施 術 者 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

令 和 6 年 12 月 13 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

指 定 年 月 日	氏 名	名 称	所 在 地
令 和 6 年 12 月 1 日	番 場 繁 則	開 設 な し	鶴 見 区 東 寺 尾 一 丁 目 28 番 8 号
同	勝 山 幹 雄	カ ラ ダ ゆ る や か 鍼 灸 院	西 区 久 保 町 21 番 14 号
同	勝 山 幹 雄	カ ラ ダ ゆ る や か 接 骨 院	西 区 久 保 町 21 番 14 号
同	齋 藤 友 彦	マ ッ サ ー ジ P I N	緑 区 寺 山 町 794 番 地 の 23

横浜市告示第 427 号

生活保護法に基づく指定医療機関の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 12 月 13 日

横浜市長 山中竹春

1 診療所又は薬局

変更年月日	名称	所在地
令和 6 年 9 月 1 日	(新) 医療法人シロアム会日吉糖尿病内科クリニック	港北区日吉本町一丁目 23 番 14 号
	(旧) 石橋内科クリニック	
令和 6 年 9 月 2 日	サエラ薬局ゆめが丘店	(新) 泉区ゆめが丘 41 番地の 6
		(旧) 泉区下飯田町 1,403 番地の 5
令和 6 年 10 月 1 日	(新) 横浜こころと脳波・てんかんのクリニック	南区浦舟町 1 丁目 1 番地
	(旧) 原クリニック	

2 変更訪問看護事業者等

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和 6 年 9 月 1 日	(新) 株式会社若武者ケア横浜北部	緑区中山一丁目 9 番 2 号	(新) 陽だまり訪問看護リハビリステーション緑	緑区中山一丁目 9 番 2 号
	(旧) 株式会社フューチャーワン		(旧) 訪問看護リハビリステーションリライフ中山	

横浜市告示第 428 号

生活保護法に基づく指定施術者の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定施術者を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 12 月 13 日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	氏名	名称	所在地
令和 6 年 4 月 25 日	飯塚 あい子	開設なし	(新) 南区井土ヶ谷下町 19 番地の 16
			(旧) 港南区上大岡東一丁目 12 番 20 号
令和 6 年 10 月 1 日	黒澤 大樹	(新) 大沢接骨院	(新) 緑区中山四丁目 41 番 11 号
		(旧) 関城接骨院	(旧) 旭区中白根二丁目 31 番 42 号
令和 6 年 10 月 22 日	村田 洋行	(新) あおい鍼灸マッサージ院	(新) 泉区中田南二丁目 15 番 6 号
		(旧) はりきゅうマッサージひより治療院	(旧) 南区榎町 2 丁目 66 番地の 1
令和 6 年 11 月 1 日	関谷 光太	ひかり整骨院	(新) 中区山下町 27 番地
			(旧) 南区六ツ川一丁目 190 番地の 8

横浜市告示第 429 号

生活保護法に基づく指定医療機関の休止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を次のとおり休止した旨の届出があった。

令和 6 年 12 月 13 日

横浜市長 山中 竹 春

診療所又は薬局

休止年月日	名称	所在地
令和 6 年 9 月 29 日	医療法人社団それい ゆ三ツ沢皮膚科クリ ニック	神奈川区三ツ沢下町 12 番 5 号

横浜市告示第 430 号

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 6 年 12 月 13 日

横浜市長 山中竹春

1 診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
令和 6 年 8 月 5 日	つづき歯科クリニック	都筑区牛久保西一丁目 24 番 45 号
令和 6 年 9 月 2 日	ちさと歯科医院	保土ヶ谷区仏向町 19 番地
令和 6 年 9 月 6 日	タチバナ歯科医院	港北区大豆戸町 914 番地の 6
令和 6 年 9 月 30 日	鶴見駅前薬局	鶴見区鶴見中央一丁目 2 番 1 号
同	こうゆう堂薬局鶴見店	鶴見区鶴見中央四丁目 8 番 8 号
同	高倉歯科医院	中区元町 3 丁目 116 番地
同	ミチト薬局	港南区笹下二丁目 7 番 12 号
同	荒井歯科医院	保土ヶ谷区坂本町 15 0 番地の 4
同	大信薬局笹野台店	旭区笹野台一丁目 20 番 10 号
同	ミライト薬局	旭区西川島町 138 番地の 3
同	医療法人社団アクロスはまかぜこどもクリニック	金沢区釜利谷東二丁目 2 番 18 号
同	ししど内視鏡クリニック	緑区鴨居四丁目 2 番 28 号
同	池田医院	青葉区恩田町 3,210 番地の 1
同	ひまわり薬局	青葉区奈良一丁目 13 番地の 9

同	みなみ調剤薬局	都筑区茅ヶ崎中央 24 番 3 号
同	医療法人香裕会アクアポート歯科	都筑区中川中央一丁目 25 番 1 号
同	グミサワ調剤薬局	戸塚区汲沢町 163 番地の 1
同	戸塚デンタルオフィス	戸塚区戸塚町 183 番地の 23
令和 6 年 10 月 1 日	イモト歯科	青葉区荏子田二丁目 2 番地の 9
令和 6 年 10 月 2 日	松井内科医院	旭区二俣川 1 丁目 5 番地の 38
令和 6 年 10 月 9 日	石井こどもの歯科	磯子区滝頭二丁目 23 番 17 号

2 廃止訪問看護事業者

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和 6 年 9 月 30 日	株式会社ジエムシー 港南	東京都港区芝大門 2 丁目 12 番 9 号	ガイア訪問看護ステーション 港南	港南区野庭町 665 番地の 11 6

横浜市告示第 431 号

生活保護法に基づく指定介護機関の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 12 月 13 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 6 年 10 月 1 日	(新) ウエルシア アパートナ ーズ株式会 社	(新) 東京都豊 島区北大塚 1 丁目 12 番 15 号	(新) さわやかケ ア 関内・訪問 介護	中区山下町 73 番地
	(旧) 東電パー トナーズ株 式会社	(旧) 東京都江 東区越中島 3 丁目 5 番 19 号	(旧) 東電さわ やかケア馬車 道・訪問介護	

2 居宅介護事業者（訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 6 年 9 月 1 日	(新) 株式会社 若武者ケア 横浜北部	(新) 緑区中山 一丁目 9 番 2 号	(新) 陽だまり訪 問看護リハビ リステーション 緑	緑区中山一丁 目 9 番 2 号
	(旧) 株式会社 フューチャ ーワン	(旧) 緑区寺山 町 518 番地 の 11	(旧) 訪問看護リ ハビリステー ションリライ フ中山	
同	(新) 株式会社 若武者ケア 横浜北部	(新) 緑区中山 一丁目 9 番 2 号	ライフウェル 訪問看護リハ ビリステーション 青葉台	青葉区松風台 13 番地の 5
	(旧) 株式会社 フューチャ ーワン	(旧) 港南区日 野南一丁目 6 番 17 号		
令和 6 年 10 月 1 日	株式会社と もろ一園	戸塚区南舞 岡一丁目 23 番 9 号	ともろ一訪問 看護ステーション 市沢	(新) 旭区市沢町 262 番地の 11
				(旧) 旭区市沢町 308 番地の 1

3 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 6 年 7 月 1 日	みよの台薬局株式会社	東京都豊島区南池袋 2 丁目 25 番 5 号	(新)みよの台薬局長津田店	緑区長津田四丁目 2 番 18 号
			(旧)志宝薬局長津田店	

4 居宅介護事業者（通所介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 6 年 10 月 1 日	(新)ウエルシアアパートナーズ株式会社	(新)東京都豊島区北大塚 1 丁目 12 番 15 号	(新)さわやかケアサービスかもめ	西区岡野二丁目 6 番 7 号
	(旧)東電パートナーズ株式会社	(旧)東京都中央区銀座 8 丁目 20 番 33 号	(旧)東電さわやかケアサービスかもめ	

5 居宅介護事業者（地域密着型通所介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 6 年 9 月 1 日	(新)株式会社若武者ケア横浜北部	(新)緑区中山一丁目 9 番 2 号	デイサービスゆかい	緑区寺山町 51 番地の 11
	(旧)株式会社フューチャーワン	(旧)緑区寺山町 518 番地の 11		

6 居宅介護事業者（認知症対応型通所介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 6 年 4 月 1 日	社会福祉法人たすけあいゆい	南区睦町 1 丁目 31 番地の 1	デイサービス陽だまり	(新)南区堀ノ内町 2 丁目 132 番地
				(旧)磯子区磯子二丁目 21 番 21 号

7 居宅介護事業者（小規模多機能型居宅介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 6 年	ヒューマン	東京都新宿	(新)ヒューマン	港南区下永谷

10 月 1 日	ライフケア株式会社	区西新宿 7 丁目 5 番 25 号	ライフケア下永谷の宿	二丁目 34 番 14 号
			(旧) ヒューマンライフケア下永谷の宿	

8 居宅介護事業者（認知症対応型 共同生活介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 6 年 10 月 1 日	ヒューマンライフケア株式会社	東京都新宿区西新宿 7 丁目 5 番 25 号	(新) ヒューマンライフケア下永谷グループホーム	港南区下永谷二丁目 34 番 14 号
			(旧) ヒューマンライフケア下永谷グループホーム	

9 居宅介護支援事業者

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和 6 年 4 月 1 日	社会福祉法人たすけあいゆい	南区睦町 1 丁目 31 番地の 1	居宅介護支援センター陽だまり	(新) 南区堀ノ内町 2 丁目 132 番地
				(旧) 磯子区磯子二丁目 21 番 21 号
令和 6 年 9 月 1 日	(新) 株式会社若武者ケア横浜北部	(新) 緑区中山一丁目 9 番 2 号	陽だまりケアプラン	緑区中山一丁目 9 番 2 号
	(旧) 株式会社フューチャーワン	(旧) 緑区寺山町 518 番地の 11		
令和 6 年 10 月 1 日	(新) ウェルシアパートナーズ株式会社	(新) 東京都豊島区北大塚 1 丁目 12 番 15 号	(新) さわやかケア関内・居宅介護支援	中区山下町 73 番地
	(旧) 東電パートナーズ株式会社	(旧) 東京都江東区越中島 3 丁目 5 番 19 号	(旧) 東電さわやかケア馬車道・居宅介護支援	

同	株式会社と もろ一園	戸塚区南舞 岡一丁目 23 番 9 号	ともろ一訪問 看護ステーション市沢	(新)旭区市沢町 262 番地の 11 (旧)旭区市沢町 308 番地の 1
---	---------------	---------------------------	----------------------	---

10 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 6 年 9 月 1 日	(新)株式会社 若武者ケア 横浜北部	(新)緑区中山 一丁目 9 番 2 号	(新)陽だまり訪 問看護リハビ リステーション 緑	緑区中山一丁 目 9 番 2 号
	(旧)株式会社 フューチャー ワン	(旧)緑区寺山 町 518 番地 の 11	(旧)訪問看護リ ハビリステー ションリライ フ中山	
同	(新)株式会社 若武者ケア 横浜北部	(新)緑区中山 一丁目 9 番 2 号	ライフウエル 訪問看護リハ ビリステーシ ョン青葉台	青葉区松風台 13 番地の 5
	(旧)株式会社 フューチャー ワン	(旧)港南区日 野南一丁目 6 番 17 号		
令和 6 年 10 月 1 日	株式会社と もろ一園	戸塚区南舞 岡一丁目 23 番 9 号	ともろ一訪問 看護ステーション市沢	(新)旭区市沢町 262 番地の 11 (旧)旭区市沢町 308 番地の 1

11 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 6 年 7 月 1 日	みよの台薬 局株式会社	東京都豊島 区南池袋 2 丁目 25 番 5 号	(新)みよの台薬 局長津田店	緑区長津田四 丁目 2 番 18 号
			(旧)志宝薬局長 津田店	

12 介護予防事業者（介護予防認知症対応型通所介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 6 年 4 月 1 日	社会福祉法 人たすけあ いゆい	南区睦町 1 丁目 31 番地 の 1	デイサービス 陽だまり	(新)南区堀ノ内 町 2 丁目 132 番地
				(旧)磯子区磯子

				二丁目 21 番 21 号
13	介護予防事業者（介護予防小規模多機能型居宅介護）			
変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 6 年 10 月 1 日	ヒューマン ライフケア 株式会社	東京都新宿 区西新宿 7 丁目 5 番 25 号	(新) ヒューマン ライフケア下 永谷の宿	港南区下永谷 二丁目 34 番 14 号
			(旧) ヒューマン ライフケア 下永谷の宿	
14	介護予防事業者（介護予防認知症対応型共同生活介護）			
変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 6 年 10 月 1 日	ヒューマン ライフケア 株式会社	東京都新宿 区西新宿 7 丁目 5 番 25 号	(新) ヒューマン ライフケア下 永谷グループ ホーム	港南区下永谷 二丁目 34 番 14 号
			(旧) ヒューマン ライフケア 下永谷グルー プホーム	
15	介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）			
変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地
令和 6 年 10 月 1 日	(新) ウェルシ アパートナーズ株式会 社	(新) 東京都豊 島区北大塚 1 丁目 12 番 15 号	(新) さわやかケ ア関内・訪問 介護	中区山下町 73 番地
	(旧) 東電パー トナーズ株式会 社	(旧) 東京都江 東区越中島 3 丁目 5 番 19 号	(旧) 東電さわ やかケア馬車 道・訪問介護	
16	介護予防・日常生活支援総合事業者（通所型サービス）			
変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地

令和 6 年 10 月 1 日	(新) ウエルシ アパートナ ーズ株式会 社	(新) 東京都 豊 島区 北大塚 1 丁目 12 番 15 号	(新) さわやかデ イサービスか もめ	西区岡野二丁 目 6 番 7 号
	(旧) 東電パー トナーズ株 式会社	(旧) 東京都 江 東区 越中島 3 丁目 5 番 19 号	(旧) 東電さわ やかデイベ スかもめ	

横浜市告示第 432 号

生活保護法に基づく指定介護機関の休止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり休止した旨の届出があった。

令和 6 年 12 月 13 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問看護）

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 6 年 10 月 1 日	株式会社メディプラス	西区みなとみらい二丁目 3 番 5 号	タツミ訪問看護ステーション新羽	港北区新羽町 1,734 番地

2 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 6 年 9 月 26 日	医療法人社団 平平會	鎌倉市由比ガ浜 2 丁目 2 番 40 号	つくいけ内科クリニック	旭区今宿西町 358 番地

3 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 6 年 10 月 1 日	株式会社メディプラス	西区みなとみらい二丁目 3 番 5 号	タツミ訪問看護ステーション新羽	港北区新羽町 1,734 番地

4 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 6 年 9 月 26 日	医療法人社団 平平會	鎌倉市由比ガ浜 2 丁目 2 番 40 号	つくいけ内科クリニック	旭区今宿西町 358 番地

横浜市告示第 433 号

生活保護法に基づく指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 6 年 12 月 13 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在
令和 6 年 10 月 31 日	アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町 1 丁目 4 番 14 号	アースサポート横浜鶴見	鶴見区鶴見中央五丁目 11 番 2 号

2 居宅介護事業者（訪問看護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在
令和 6 年 10 月 31 日	医療法人社団松山会	保土ヶ谷区新井町 291 番地の 1	ライフモア訪問看護ステーション	保土ヶ谷区新井町 291 番地の 1

3 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在
令和 6 年 9 月 6 日	橘 道 郎	港北区高田西四丁目 35 番 3 号	タチバナ歯科医院	港北区大豆戸町 914 番地の 6

4 居宅介護事業者（通所介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在
令和 6 年 9 月 30 日	株式会社サニタ	緑区竹山三丁目 1 番地の 8	デイサービスサニタケアサービス 和鴨居店	緑区鴨居三丁目 40 番 7 号

5 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在
令和 6 年 10 月 31 日	医療法人社団松山会	保土ヶ谷区新井町 291 番地の 1	ライフモア訪問看護ステーション	保土ヶ谷区新井町 291 番地の 1

6 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 6 年 9 月 6 日	橘 道 郎	港北区高田 西四丁目 35 番 3 号	タチバナ歯 科医院	港北区大豆 戸町 914 番 地の 6

横浜市告示第 434 号

特定生産緑地の指定

生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき特定生産緑地を指定したので、次のとおり一般の縦覧に供する

。

令和 6 年 12 月 13 日

横浜市長 山中竹春

1 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市みどり環境局農政部農政推進課

都筑区茅ヶ崎中央 32 番 1 号

横浜市北部農政事務所

戸塚区戸塚町 16 番地の 17

横浜市南部農政事務所

2 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時まで

横浜市告示第 435 号

産業廃棄物処理施設の設置許可申請書等の縦覧
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可の申請があったので、同法第 15 条第 4 項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設設置許可申請書及び当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類をこの告示の日から 1 か月間公衆の縦覧に供する。

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同法第 15 条第 6 項の規定に基づき縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、横浜市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和 6 年 12 月 13 日

横浜市長 山中竹春

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

大阪市北区梅田 1 丁目 13 番 1 号

アイテック株式会社

代表取締役 前田 幸治

- (2) 産業廃棄物処理施設の設置の場所

金沢区福浦二丁目 15 番の 16、15 番の 17

- (3) 施設の種類

産業廃棄物（汚泥、廃油、廃プラスチック類及びその他産業廃棄物）の焼却施設

- (4) 処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類及び感染性産業廃棄物

- (5) 申請年月日

令和 6 年 11 月 6 日

- (6) 事業の名称

アイテックグリーンパーク横浜 2

2 申請書等の縦覧

- (1) 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市資源循環局事業系廃棄物対策部事業系廃棄物対策課

金沢区泥亀二丁目 9 番 1 号

横浜市金沢区役所総務部区政推進課

- (2) 縦覧期間
令和 6 年 12 月 13 日から令和 7 年 1 月 13 日まで
 - (3) 縦覧時間
午前 8 時 45 分から午後 5 時まで
- 3 意見書の提出
- (1) 意見書の提出先
横浜市資源循環局事業系廃棄物対策部事業系廃棄物対策課
 - (2) 意見書の提出期限
令和 7 年 1 月 27 日午後 5 時 15 分（郵送の場合は当日消印有効）
 - (3) 意見書に記載すべきこと
意見書には、生活環境の保全上の見地からの意見とともに、提出者の氏名及び住所並びに対象事業の名称を日本語により記載すること。

公 告

横 浜 市 公 告 第 658 号

大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出

大 規 模 小 売 店 舗 立 地 法 (平 成 10 年 法 律 第 91 号) 第 6 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出 が あ っ た の で 、 同 条 第 3 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 5 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 そ の 届 出 及 び 添 付 書 類 を こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 間 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

な お 、 こ の 公 告 に 係 る 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 が そ の 周 辺 の 地 域 の 生 活 環 境 の 保 持 の た め 配 慮 す べ き 事 項 に つ い て 意 見 を 有 す る 者 は 、 こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 以 内 に 、 横 浜 市 長 に 対 し 、 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 6 年 12 月 13 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 届 出 の 概 要

(1) 大 規 模 小 売 店 舗 の 名 称 及 び 所 在 地

ミ オ カ

港 南 区 上 大 岡 西 一 丁 目 18 番 3 号

(2) 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名

リ ス ト 株 式 会 社

代 表 取 締 役 北 見 尚 之

中 区 尾 上 町 3 丁 目 35 番 地

(3) 変 更 し た 事 項

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名	リ ス ト 株 式 会 社 代 表 取 締 役 北 見 尚 之 中 区 尾 上 町 4 丁 目 47 番 地	リ ス ト 株 式 会 社 代 表 取 締 役 北 見 尚 之 中 区 尾 上 町 3 丁 目 35 番 地
大 規 模 小 売 店 舗 に お い て 小 売 業 を 行 う 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名	株 式 会 社 ゾ フ 代 表 取 締 役 上 野 剛 史 東 京 都 港 区 北 青 山 3 丁 目 6 番 1 号 ほ か 23 者	株 式 会 社 ゾ フ 代 表 取 締 役 上 野 博 史 東 京 都 港 区 北 青 山 3 丁 目 6 番 1 号 ほ か 22 者

(4) 変 更 の 年 月 日

令 和 6 年 9 月 2 日 ほ か

(5) 変更した理由

設置者の所在地変更のため ほか

2 届出年月日

令和 6 年 11 月 20 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 659 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 6 年 12 月 13 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

横浜ワールドポーターズ
中区新港二丁目 2 番 1 号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社横浜インポートマート
代表取締役 野口耕司
中区新港二丁目 2 番 1 号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社横浜インポートマート 代表取締役 大田原 隆 広 中区新港二丁目 2 番 1 号	株式会社横浜インポートマート 代表取締役 野口 耕 司 中区新港二丁目 2 番 1 号

(4) 変更の年月日

令和 6 年 10 月 10 日

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のため

2 届出年月日

令和 6 年 11 月 25 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 660 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 6 年 12 月 13 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ロイヤルホームセンター戸塚深谷
戸塚区深谷町 1,051 番地の 1
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
S M F L みらいパートナーズ株式会社
代表取締役 上田 明
東京都千代田区丸の内 1 丁目 3 番 2 号
- (3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	S M F L みらいパートナーズ株式会社 代表取締役 寺田達朗 東京都千代田区丸の内 1 丁目 3 番 2 号	S M F L みらいパートナーズ株式会社 代表取締役 上田 明 東京都千代田区丸の内 1 丁目 3 番 2 号

- (4) 変更の年月日
令和 6 年 6 月 1 日
- (5) 変更した理由
設置者の代表者変更のため

2 届出年月日

令和 6 年 11 月 28 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 661 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 6 年 12 月 13 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ミオカ

港南区上大岡西一丁目 18 番 3 号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

リスト株式会社

代表取締役 北見尚之

中区尾上町 3 丁目 35 番地

(3) 変更しようとする事項

変更しようとする事項	変更前	変更後
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付 図面（変更前） 記載のとおり 収容台数 347 台	位置 届出書の添付 図面（変更後） 記載のとおり 収容台数 347 台
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出書の添付 図面（変更前） 記載のとおり 容量 191.33 m ³	位置 届出書の添付 図面（変更後） 記載のとおり 容量 250.72 m ³
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前 10 時 閉店時刻 午後 9 時 ほか	開店時刻 午前 10 時 閉店時刻 午後 9 時 ほか（変更箇所は届出書記載のとおり）
来客が駐車場を利	24 時間	24 時間ほか

用することができ る時間帯		
荷さばき施設にお いて荷さばきを行 うことができる時 間帯	午前 3 時 30 分から午 後 11 時 45 分まで	午前 6 時から午後 11 時まで

(添付図面は省略)

(4) 変更する年月日

令和 6 年 12 月 1 日

(5) 変更する理由

営業計画変更のため

2 届出年月日

令和 6 年 11 月 20 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 662 号

公 園 の 区 域 の 変 更

横 浜 市 公 園 条 例 (昭 和 33 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 11 号) 第 3 条 第 1 項
の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 園 の 区 域 を 変 更 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 み ど り 環 境 局 公 園 緑 地 部 公 園 緑 地 管 理 課
に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 12 月 13 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

公 園 の 名 称	位 置	変 更 に 係 る 区 域	面 積		変 更 年 月 日
			新	旧	
長 坂 谷 公 園	緑 区 寺 山 町 745 番 の 1	別 図 の と お り	106,859 m ²	104,948 m ²	令 和 6 年 12 月 13 日

別 図 (省 略)

横浜市公告第 663 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき申請された次の土地の区域について、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和 6 年 12 月 13 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 形質変更時要届出区域の所在地
鶴見区大黒町 43 番の 7 の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
ベンゼン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 3 その他
この公告により指定する形質変更時要届出区域は、土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 58 条第 5 項第 12 号に該当する。

横浜市公告第 664 号

排水設備指定工事店の変更

横浜市排水設備指定工事店規則（平成 11 年 1 月横浜市規則第 1 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、排水設備指定工事店を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 12 月 13 日

横浜市長 山中 竹 春

変更年月日	指定番号	名称	代表者氏名	営業所所在地
令和 6 年 11 月 1 日	30173	有限会社長 田工業相 模原営業所	(新)横 松 大 介	相模原市中央 区千代田 1 丁 目 7 番 7 号
			(旧)守 屋 悟	
令和 6 年 11 月 4 日	30550	池谷ホーム 株式会社	(新)池 谷 浩 之	鶴見区岸谷四 丁目 3 番 17 号
			(旧)川 畑 博 史	
令和 6 年 11 月 1 日	00492	カナレイ株 式会社	(新)後 藤 吉 孝	中区長者町 2 丁目 5 番地の 18
			(旧)後 藤 守 利	

横 浜 市 公 告 第 665 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 の 取 消 し

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 (平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号) 第 9 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 を 取 り 消 し た 。

令 和 6 年 12 月 13 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

指 定 番 号	名 称	営 業 所 所 在 地	取 消 年 月 日
11461	有 限 会 社 中 設 備 工 業 所	鶴 見 区 生 麦 四 丁 目 25 番 38 号	令 和 6 年 9 月 30 日

横 浜 市 公 告 第 666 号

廃 物 の 認 定

横 浜 市 放 置 自 動 車 及 び 沈 船 等 の 発 生 の 防 止 及 び 適 正 な 処 理 に 関 す る 条 例 (平 成 3 年 9 月 横 浜 市 条 例 第 31 号) 第 15 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、 次 の 放 置 自 動 車 及 び 沈 船 等 は、 こ の 公 告 を 行 っ た 日 か ら 起 算 し て 10 日 を 経 過 し た と き は、 廃 物 と し て 認 定 す る。

令 和 6 年 12 月 13 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 放 置 自 動 車

放 置 場 所	車 名
保 土 ヶ 谷 区 瀬 戸 ヶ 谷 町	ホ ン ダ ラ イ フ

2 沈 船 等

放 置 場 所	船 名
神 奈 川 区 守 屋 町 3 丁 目	不 明
中 区 新 山 下 三 丁 目	L 694

横 浜 市 公 告 第 667 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 12 月 13 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 4 年 3 月 29 日 第 2021 開 107 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 港 区 西 新 橋 2 丁 目 8 番 6 号
大 和 地 所 レ ジ デ ン ス 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 下 村 俊 二
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
鶴 見 区 上 の 宮 一 丁 目 35 番 の 3 か ら 35 番 の 5 ま で

横 浜 市 公 告 第 668 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 12 月 13 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 10 月 4 日 第 2023 開 102 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
西 区 北 幸 二 丁 目 7 番 10 号
株 式 会 社 テ ィ ー ア ー ル コ ー ポ レ ー シ ョ ン
代 表 取 締 役 溝 入 貞 男
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
鶴 見 区 北 寺 尾 六 丁 目 848 番 の 12 、 848 番 の 14 、 848 番 の 15 、 84
8 番 の 16 の 一 部 、 848 番 の 17 か ら 848 番 の 33 ま で 及 び 848 番 の 34
の 一 部

横 浜 市 公 告 第 669 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 12 月 13 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 11 月 2 日 第 2023 開 1113 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
川 崎 市 宮 前 区 有 馬 1 丁 目 23 番 12 号
神 奈 川 グ ラ ン デ ィ ハ ウ ス 株 式 会 社
代 表 取 締 役 大 竹 順 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 北 区 小 机 町 55 番 の 1 か ら 55 番 の 20 ま で 及 び 55 番 の 23 か ら 55 番
の 25 ま で

横 浜 市 公 告 第 670 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 6 年 12 月 13 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 6 年 6 月 7 日 第 2024 開 1402 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 千 代 田 区 二 番 町 8 番 地 の 8
株 式 会 社 セ ブ ン - イ レ ブ ン ・ ジ ャ パ ン
代 表 取 締 役 永 松 文 彦
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
瀬 谷 区 中 屋 敷 一 丁 目 8 番 の 1 及 び 8 番 の 30

横 浜 市 公 告 第 671 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 12 月 13 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 6 年 7 月 22 日 第 2024 開 1404 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
瀬 谷 区 本 郷 三 丁 目 4 番 地 の 6
株 式 会 社 M M T
代 表 取 締 役 守 屋 満 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
瀬 谷 区 本 郷 三 丁 目 4 番 の 5 、 4 番 の 6 及 び 4 番 の 17 から 4 番 の
19 ま だ の 各 一 部 、 4 番 の 34 から 4 番 の 36 ま だ 、 4 番 の 37 の 一 部 並
び に 4 番 の 38 から 4 番 の 42 ま だ

横浜市公告第 672 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 12 月 13 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号
第 2024 ・ 1 ・ 3 号
- 2 指定年月日
令和 6 年 12 月 3 日
- 3 道路の幅員
4.50 m
- 4 道路の延長
42.73 m
- 5 指定の場所
鶴見区北寺尾四丁目 126 番の 1 、 126 番の 5 、 126 番の 11 及び
126 番の 16
- 6 申請者の氏名
株式会社ハウスプラン
代表取締役 鈴木賢広

横浜市公告第 673 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 12 月 13 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 指定番号
第 2024 ・ 1 ・ 4 号
- 2 指定年月日
令和 6 年 12 月 3 日
- 3 道路の幅員
5.50 m
- 4 道路の延長
18.35 m
- 5 指定の場所
鶴見区佃野町 612 番の 12
- 6 申請者の氏名
株式会社アイル
代表取締役 阿久津 豪

横浜市公告第 674 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 12 月 13 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号
第 2024 ・ 11 ・ 10 号
- 2 指定年月日
令和 6 年 12 月 3 日
- 3 道路の幅員
6.00 m
- 4 道路の延長
25.00 m
- 5 指定の場所
港北区師岡町 143 番の 4
- 6 申請者の氏名
デックス株式会社
代表取締役 高山裕司

横浜市公告第 675 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 12 月 13 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号
第 2024 ・ 16 ・ 3 号
- 2 指定年月日
令和 6 年 12 月 4 日
- 3 道路の幅員
4.50 m
- 4 道路の延長
24.94 m
- 5 指定の場所
泉区中田西四丁目 319 番の 11
- 6 申請者の氏名
株式会社ユーズ
代表取締役 山本佳嗣

横浜市公告第 676 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 12 月 13 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 39・56 号
- 2 廃止年月日
令和 6 年 12 月 13 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
4.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長
52.40 m
- 5 廃止の場所
港南区港南二丁目 1,319 番の 35 地先から 1,325 番の 9 地先まで

横浜市公告第 677 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 12 月 13 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 36・37 号
- 2 廃止年月日
令和 6 年 11 月 27 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
4.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長
29.00 m
- 5 廃止の場所
港南区日野二丁目 345 番の 26 地先から 7,004 番の 17 地先まで

横浜市公告第 678 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 12 月 13 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 39・20 号
- 2 廃止年月日
令和 6 年 12 月 13 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
4.50 m 及び 7.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長
133.50 m
- 5 廃止の場所
- 6 栄区飯島町 1,398 番の 85 地先から 1,398 番の 95 地先まで、1,399 番の 4 地先から 2,883 番の 27 地先まで及び 2,883 番の 19 地先から 2,883 番の 35 地先まで

横 浜 市 公 告 第 679 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 12 月 2 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号
第 41 ・ 26 号
- 2 廃 止 年 月 日
令 和 6 年 12 月 2 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
4.50 m 及 び 6.50 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
58.00 m
- 5 廃 止 の 場 所
栄 区 元 大 橋 二 丁 目 251 番 の 28 地 先 か ら 251 番 の 64 地 先 ま で 及 び
251 番 の 40 地 先 か ら 251 番 の 50 地 先 ま で

横 浜 市 公 告 第 680 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 6 年 12 月 13 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 廃 止 年 月 日

令 和 6 年 12 月 2 日

2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員

4.00 m

3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長

37.00 m

4 廃 止 の 場 所

神 奈 川 区 三 ッ 沢 東 町 1 番 の 79 地 先 から 松 本 町 6 丁 目 47 番 の 8 地
先 まで

横 浜 市 公 告 第 681 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 6 年 12 月 13 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 廃 止 年 月 日
令 和 6 年 12 月 3 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
4.00 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
19.64 m
- 4 廃 止 の 場 所
瀬 谷 区 本 郷 一 丁 目 17 番 の 14 の 一 部

横浜市公告第 682 号

土地区画整理組合の定款及び事業計画変更の認可

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 6 年 12 月 13 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 組合の名称
泉ゆめが丘土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成 26 年 8 月 15 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 3 施行地区
泉区下飯田町、和泉町及び和泉中央南五丁目の各一部
- 4 事務所の所在地
泉区和泉町 3,243 番地の 1
- 5 設立認可年月日
平成 26 年 8 月 15 日
- 6 変更の内容（事務所の所在地）

変 更 前	変 更 後
泉区和泉町 3,243 番地の 1	泉区ゆめが丘 32 番地

- 7 変更認可年月日
令和 6 年 12 月 13 日

横浜市公告第 683 号

泉ゆめが丘土地区画整理組合の事業計画変更の認可に係る関係図書の縦覧

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 39 条第 4 項の規定に基づき、泉ゆめが丘土地区画整理組合の事業計画について変更認可の公告をしたので、同条第 2 項において準用する同法第 21 条第 6 項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 12 月 13 日

横浜市長 山中 竹 春

1 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市都市整備局市街地整備部市街地整備推進課

2 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までを除く。）

消防局

消防局 公告 第 10 号

横浜消防出初式 2025 においてサイレンを用いる件

横浜消防出初式 2025 において、消防総合訓練等を実施するため、次のとおりサイレンを用いるので、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 26 条第 3 項の規定により公告する。

令和 6 年 12 月 13 日

横浜市消防局長 平 中 隆

1 サイレンを用いる日時

令和 7 年 1 月 10 日（金） 11 時 50 分頃 から 12 時 40 分頃 まで

令和 7 年 1 月 12 日（日） 11 時 50 分頃 から 12 時 20 分頃 まで

14 時 40 分頃 から 15 時 00 分頃 まで

2 サイレンを用いる場所

赤レンガパーク（中区新港一丁目 1 番）

水道局

横浜市水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 12 月 13 日

横浜市水道事業管理者
水道局長 山岡 秀一

水道局規程第 14 号

横浜市水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

横浜市水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（平成 19 年 3 月水道局規程第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中

「		「
158,500		179,900
162,700		184,100
166,900		188,400
171,900		193,900
178,600		201,300
187,800	を	211,100
196,500		220,300
201,300		224,700
206,800		229,800
212,700		235,000
219,600		240,200
225,400		245,400

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

交通局

交通局告示第 13 号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和 6 年 12 月 13 日

横浜市交通事業管理者

交通局長 三 村 庄 一

指定納付受託者の名称	指定納付受託者の事務所の所在地	指定納付受託者に納付させる歳入	指定納付受託者の指定をした日	収納事務の委託をした日
三井住友カード株式会社	東京都江東区豊洲 2 丁目 2 番 31 号	1 定期券発売窓口及び自動券売機でのクレジットカード決済端末で発売した乗合自動車定期券料金及び高速鉄道定期旅客運賃 2 乗合自動車普通乗車料金 3 乗合自動車普通乗車料金の払戻し及び払戻し等に係る手数料 4 乗合自動車 1 日乗車券料金 5 乗合自動車 1 日乗車券料金の払戻し及び払戻し等に係る手数料 6 乗合自動車定期乗車券料金、高速鉄道定期旅客運賃の払戻し及び払戻し等	令和 6 年 12 月 4 日	令和 6 年 9 月 12 日

		<p>係る手数料</p> <p>7 ける高速鉄道にお</p> <p>けるタッチに決済</p> <p>乗車に係る運賃</p> <p>8 ける高速鉄道にお</p> <p>けるタッチに決済</p> <p>乗車に係る運賃</p> <p>の払戻し</p>		
株式会社ジェーシービー	東京都港区南青山 5 丁目 1 番 22 号	<p>1 乗合自動車普通</p> <p>通乗車料金</p> <p>2 乗合自動車普通</p> <p>通乗車料金の払</p> <p>戻し及び払戻し料</p> <p>等に係る手数料</p> <p>3 乗合自動車 1</p> <p>日乗車券料金</p> <p>4 乗合自動車 1</p> <p>日乗車券料金の</p> <p>払戻し及び払戻</p> <p>し等に係る手</p> <p>料</p> <p>5 ける高速鉄道にお</p> <p>乗車に係る運賃</p> <p>6 ける高速鉄道にお</p> <p>乗車に係る運賃</p> <p>の払戻し</p>	令和 6 年 12 月 4 日	令和 6 年 9 月 24 日

医療局病院経営本部

横浜市病院事業の経営する病院条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 12 月 13 日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木 宏 昌

医療局病院経営本部規程第 18 号

横浜市病院事業の経営する病院条例施行規程の一部を改正する規程

横浜市病院事業の経営する病院条例施行規程（平成 17 年 3 月病院経営局規程第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 を次のように改める。

別表第 5（第 14 条第 2 項）

種別	金額
胃がん検診（エックス線検査によるもの）	14,390 円
胃がん検診（内視鏡検査によるもの）	16,060 円
胃がんリスク検診（ABC 検診）	5,500 円
子宮がん検診（頸部）	7,210 円
子宮がん検診（HPV 検査）	9,100 円
乳がん検診（マンモグラフィによるもの）	6,180 円
肺がん検診	7,190 円
大腸がん検診	1,260 円
前立腺がん検診	3,490 円
肝臓・胆のう・すい臓がん検診	7,890 円
婦人科超音波検診	4,510 円
肺がん検診（ヘリカル CT によるもの）	23,050 円
PET — CT	106,930 円
腫瘍マーカー	4,990 円
医師からの PET — CT の結果説明	820 円

附 則

この規程は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

区選挙管理委員会

港北区選挙管理委員会告示第 15 号（令和 6 年 12 月 2 日揭示済）

委員長等の氏名

令和 6 年 12 月 2 日次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和 6 年 12 月 2 日

横浜市港北区選挙管理委員会

委員長

磯貝英男

委員長職務代理者

内山秀信

緑区選挙管理委員会告示第 17 号（令和 6 年 12 月 2 日揭示済）

委員長等の氏名

令和 6 年 12 月 2 日次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和 6 年 12 月 2 日

横浜市緑区選挙管理委員会

委員長

竹内 秀樹

委員長職務代理者

長岡 宜徳

青葉区選挙管理委員会告示第 16 号（令和 6 年 12 月 2 日揭示済）

委員長等の氏名

令和 6 年 12 月 2 日次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和 6 年 12 月 2 日

横浜市青葉区選挙管理委員会

委員長

谷 本 新 太 郎

委員長職務代理者

田 中 雅 之

都 筑 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 15 号 (令 和 6 年 12 月 2 日 掲 示 済)

委 員 長 等 の 氏 名

令 和 6 年 12 月 2 日 次 の 者 が 、 本 委 員 会 委 員 長 及 び 委 員 長 職 務 代 理
者 に 就 任 し た 。

令 和 6 年 12 月 2 日

横 浜 市 都 筑 区 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長

横 溝 輝 久

委 員 長 職 務 代 理 者

佐 野 芳 晴

人事委員会

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 12 月 13 日

横浜市人事委員会

横浜市人事委員会規則第 15 号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成 19 年 3 月横浜市人事委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中

「		「	
158,500		179,900	
162,700		184,100	
166,900		188,400	
171,900		193,900	
178,600		201,300	
187,800	を	211,100	に改める。
196,500		220,300	
201,300		224,700	
206,800		229,800	
212,700		235,000	
219,600		240,200	
225,400		245,400	
」		」	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

正 誤

令和 6 年 定期 第 183 号 18 ページ 表 中 「石 井 設 備 工 業 株 式 会 社」
は 「有 限 会 社 石 井 設 備 工 業」 の 、 「(旧) 田 中 榮 一」 は 「(旧) 石
井 榮 一」 の 誤 り 。